

第7回 ICT を活用した歩行者の移動支援に関する勉強会の概要

1. 開催日時等

日時：平成24年2月29日（水） 13：00～14：30
場所：中央合同庁舎3号館4階会議室
座長：坂村 健 東京大学大学院情報学環教授
委員：岩下 恭士 毎日新聞デジタルメディア局ユニバーサロン編集長
碓井 照子 奈良大学文学部地理学科教授
立松 英子 東京福祉大学社会福祉学部教授

主宰者：津川 祥吾 国土交通大臣政務官

行政側出席者：

総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、道路局、鉄道局、
航空局、国土技術政策総合研究所、国土地理院

事務局：国土交通省 政策統括官付

2. 委員からの主な意見

第7回の勉強会では、歩行者移動支援サービスの導入ガイドライン案やビジネスモデルについて議論された。また、歩行空間ネットワークデータを使用したバリアフリー経路探索機能について紹介され、意見交換を行った。

【歩行者移動支援サービスの導入ガイドライン案について】

- このガイドライン案の目的として、何のために歩行者移動支援サービスを行う必要があるのか分かるような記述をするべき。全国で移動制約者の支援をすることが必要であることを記載するべき。
- 視覚障がい者はシステム操作が困難なため、システム操作面からのバリアフリーについても配慮してもらいたい。例えば、音声入力によるシステム操作などの紹介などが必要になる。
- 歩行者移動支援サービスは、変化する環境に合わせて常に更新していかなければならない特性を持つ、ユーザ参加型のサービスである。
- ガイドライン案では、「障害者の権利に関する条約（日本は平成19年に署名）」が採択されるなど、国際的にも障がい者支援の必要性に関する背景があることも記載すると良い。
- ガイドライン案で想定している協議会のメンバー構成に民生委員を含めた記載があるが、家族に次いで障がいのある人々の身近にいる民選委員から、個別の情報を得ることはとても重要である。

【歩行者移動支援サービスのビジネスモデルについて】

- ビジネスモデルというのは民間側が考えることだが、基本的にユーザから料金は取らないようにすべき。民間が資金を投入しにくい分野については、公共で実施してもらいたい。
- 場所情報を用いたサービスは民間で様々なサービスが提供され競争が激化している分野だが、この勉強会で議論している歩行者移動支援サービスは移動制約者の支援という分野に焦点を当てているところが、公共と民間のシステムとの違いである。
- 現在、地方経済は疲弊してきている。移動支援システムの構築は、地域の技術者などの複合的な協力体制が必要なため、地域の活性化に繋がる。地方の地域を活性化させていくことは、これからの将来を考慮して非常に意義のあることである。

【歩行空間ネットワークデータを使用したバリアフリー経路探索機能について】

- 歩行空間ネットワークデータは、健常者は必須ではないが、障がい者の移動には必須の情報である。データの作成だけでなく維持更新が重要。バリアフリールートを経路探索機能については、歩行空間ネットワークデータがどのように有用であるかを知らせるためには必要な機能であると思う。ただし、国がサービスそのものを行うのではなく、データとAPI (Application Program Interface) の公開について検討すべき。これらが公開されればサービスは民間側で作成するようになる。
- 歩行空間ネットワークデータを全て国が作成するのは現実的ではない。作成は自治体や民間が行い、国の役割はデータの標準化や公開の制度設計である。制度設計で重要なことは、ネガティブリスト方式（禁止事項を列挙する方法）にして様々なサービスに使えるようにすること。
- バリアフリーマップを整備することは市場性に乏しい分野であることから考えて、国がぜひ取り組むべき整備項目であると考えます。
- 歩行空間ネットワークデータは、詳細な地図情報の取得が必要になる。課題は作成した後どのように維持更新するかであり、自治体などが整備する工事段階からの地理情報を集められ、ネットワークデータの修正に利用できるようにすればよいと思う。地理空間情報活用基本法の運用が確実に行われることで、歩行空間ネットワークデータの更新がしやすい環境ができると考える。
- 歩行空間ネットワークデータは詳細な地理情報を必要とするデータである。これは、障がい者の移動支援に役立つのみならず、将来的にはロボット社会やスマートシティなどにも有用な情報となる。

以 上